

## 松田町有害獣防止柵設置材料費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、有害獣による農作物被害の防除を図るため、農家が設置する防止柵の費用に対し、予算の範囲内において補助金を交付するため、松田町補助金等交付規則（平成13年松田町規則第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象等)

第2条 補助対象者については、農地を耕作し、かつ、町内に農地を所有又は貸借している農家とする。

2 補助対象経費については、防止柵（電気柵については、電気を供するために必要な装置及び感電事故防止等の安全対策を講ずるための消耗品を含む）及び門扉等関連資材を含む購入費に限る。

3 補助金額については、1メートル当たり1,500円を限度とし、補助金の交付を受けようとする者は、1回の申請で20万円を限度とする。ただし、補助額に1,000円未満の端数があるときは、その額は、切り捨てるものとする。

### (交付の条件)

第3条 補助金の交付の条件は、次の各号の全てに該当しなければならない。ただし、過去5年以内に本要綱による補助金の交付を受けた農地の重複交付は認めない。

(1) 農作物を有害獣被害から防止することを目的に設置するものであること。

(2) 対象農地は原則として受益面積5a以上の単独、または隣接した農地とする。ただし、病気等によりやむを得ず耕作できなくなった場合を除き、設置後5年以上耕作することを条件とする。

(3) 自ら使用に供するために購入するもので、松田町内において使用すること。

(4) 周囲の承諾があり、周辺環境等へ悪影響を与えない

構造であること。

(5) 概ね5年以上の使用に耐え、防除効果の期待できるものであること。

(補助金の交付申請等)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、有害獣防止柵材料費補助金交付申請書(第1号様式)に町長が必要と認める書類を添えて申請するものとする。ただし、申請は同一年度において1回までとする。

(補助金の交付決定通知)

第5条 町長は、前項の規定による申請があったときは、有害獣防止柵材料費補助金交付申請書及び添付書類を審査の上、補助金交付(不交付)決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(補助金交付請求及び実績報告)

第6条 申請者は、事業の完了後速やかに、補助金交付請求書(第3号様式)及び所定の事業実績報告書(第4号様式)を添えて請求するものとする。

(補助金の返還)

第7条 町長は、虚偽の申請その他不正な手段により補助金を受けた者があると認めるときは、当該補助金を返還させることができる。

(遵守事項)

第8条 防止柵を設置したものは、その効果を充分発揮するため、適切な管理を行わなければならない。電気柵を設置する場合においては、感電事故防止等の十分な安全対策を行うものとする。

(財産の処分の制限)

第9条 取得した防止柵等の処分を制限する期間は、5年間とする。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。